												=3 7 /F/	,				
受	付	年	月	日		年		月	日			記入例					
伺	年		月	日		年		月	日	常務理事	事 務:	長 担 当	担当	台帳照合印			
決	裁	年	月	日		年		月	日								
*	支	Ř	給	額					円	資 格	取 得	至	手 月	日			
支										資 格	喪失	左	手 月	日			
給	支	払	開	開始	開 始	開 始	開 始		年		月	目	標準報	酬 月 額		千円(第	級)
支			1213	7.14				/•		障害年金額・日額	障害手当金額		円(日額	円)			
払	支	給		-		自	年	月	目		老齢(退職	)年金額		円(日額	円)		
決議			紿	紿	期	期 間	至	年	月	日	日間	全部 • 一部	期間	年年	月 日から 月 日まで	日間円	
書	前	ы	始	ì		年		月	日	不 支 給	理 由	·		·			
	FII	Ш	終			年		月	日	備	考						

# 傷病手当金請求書 (第 1 回目)

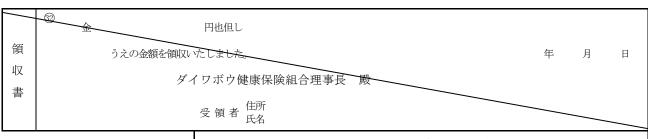
T - T		· · ·				
①被保険者等の 記 号 ・ 番 号	65 • 123456	<b>7</b> ②被保险 業務の		務		
③事業所の名称 及び所在地 名	称 ×××××株	式会社 所在	地 ××××	×1-2	-3	
④資格を取得 した年月日 <mark>平 成</mark>	2 4 年 4 月	1 日 ⑤標準報	酬月額	×	××, 000	円
⑥老人保健法の医 市町 療を受けたとき 番		受給者 番 号		発 行機関名		
⑦介護保険のサー 保険 ビスを受けたとき 番	者	被保険者番号		保険者名称		
⑧発病又は負傷 ← 和		27 日 9 傷 兆	 	1		
の年月日 <sup>77</sup> 和 <sup>(10)</sup>			1		第三者行為によるもの	のですか
発病 又は 負傷の原因		不明		<	いいえ・は	٧١
			 から まで		23	日間
<ul><li>③上記期間の報酬の全</li><li>部又は一部を受けた</li></ul>	年	月 日:	ょ ( か ら ま で			日間
おくさ、できるということがの報酬額及び期間という。 とがの報酬額及び期間	受けた報		<b>x</b> C			円 円
4障害年金、障害手	文げるこ		_	年金の支給 事由となっ		11
当金を受けているとき、又は受ける	C年金を受ける こととなった	年 月 月	⑦障害年金を受			
ことができるとき	年月日		番号・年金コ			
	⑦老齢又は退職を事由とす	の基礎年金番号及で	び年		はい・請求中・い	ハハえ
⑤資格喪失者・ 任意継続被保険者	②老齢(退職)年金の名称	金コード又は記号若しくは番号	子番 空受 給	年 月 日	金 金	額
の方			年	月 日		円
			年	月 日		円
⑩振 込 希 望 の	フリガ <sup>*</sup> ナ 銀 1	フリカ <sup>*</sup> ナ 行		普通		
金融機関名	信用金農・協		支店	当座		
⑪上記のとおり申請します。	被保険者の住所 〒	123-4567				
<b>令和4</b> 年 <b>6</b> 月 <b>1</b> 日		大阪市中央区久太	郎町1-2-3		エキキの坦へ	N-1- 41
	フリガナ	9* 17 900		<	手書きの場合   記入してくた	
	氏 名	大和 太郎			字が読みづら 確認に時間か	
ダイワボウ健康保険組合理事長	殿電話番号	01-2345-	-6789		本年的の1~4月1日1八	10 10

遅れる場合があります。

月月 年 年 事業主が記入するところです。 18労務に服さなかった 日から 日間 日まで ⑦全額支給した 場合、又は支 日から の分として 金 円 19 事 額 円 給する場合 上記の ⑦一部支給した 期間中 日から 日まで の分として 金 円 日まで (月 日支払) 額 年 月 が の分として支 場合、又は支 円 証 給する場合 払う報 明 ⑦現在までにも 酬関係 又、将来も支 す 給しない場合 は、その旨 る ところ 上記のとおり相違ないことを証明します。 月 日 事業主 住 所 氏 名 電話 局( ) 番

療養	② 傷 病 名				② 発病又は負傷の原	因	1		た 医 師 てくださし	
を担当した医師が意見を書くとこ	② 発病又は負傷 の 年 月 日	年月		日	② 療養の給付を開始し 年 月			年	月	日
	② 労務不能と 認めた期間	年年	月 月	日 か ら 日 ま て	日間		26 診療実日数			日間
	図 傷病の主症状 および経過				図上記の期間中に入院をした期間がある場合はその期間		年 年	月 月	日から 日まで	日間
	概要				入院の費用の別		<b>健</b> 自	保・公 費・そ	きの他	
	住	おり相違ありませ 所(所在地)	:h.				:	年	月	日
ころ	氏	療 機 関 名名名		電話	局(	耆				

	30	私は	×××× 令和 4			<b>取締役社長</b> を作 <b>1</b> 日請求した作		定め、次の権限を委任する。 当金のうち	
委		金			円也の	の受領に関すること	<u>L</u> 0		
任			令和4	年	<b>6</b> 月	<b>1</b> 目			
,—						被保険者の	住所	大阪市〇〇区△△町×一×一×	
状						(請求者)	氏名	大和 太郎	
						代理人の		事業主記入欄	
_						n	氏名		
	込 希 望 融 機 関				信	根 行 用金庫 <b>農</b> 協		支店(普 通 第	号)



記入方法については裏面の記載事項を御覧の上御記入下さい。

## ●被保険者の注意事項

- ア. ①および④は、健康保険の被保険者証に書いてあります。⑤は勤務先から交付される「賃金支払内訳票」などをみればわかります。
- イ. ⑥欄は、療養のため勤務に服することができない期間中に老人保健法の医療を受けたときは、健康手帳の医療の受給資格を証する頁に記載されている市町村番号、受給者番号および発行機関名を記入して下さい。
- ウ. ⑦の欄は療養のため、勤務に服することができない期間中に介護保険法によるサービスを受けたときには被保険者証に書いてある保険者番号、被保険者番号、保険者名を記入して下さい。
- エ. ⑩欄は、(いつ○○年○月○日午前○時)、どこで(自宅の庭で)、なにを(薪を)、どうしているうち(割っているうち)、なにが(薪の)、どういうふうになって(破片が飛んで)、どこを(顔を)、どうした(裂傷した)というようにくわしく記載して下さい。
- オ. ⑭欄は、同一の疾病又は負傷およびこれによって発した疾病により、障害年金、障害手当金を受けている場合に記入するとともに障害年金該当者は障害年金証書の写、支給開始並びに直近の額を証する書類を、又、 障害手当金の該当者はその支給額を証する書類を添付して下さい。
- カ. ⑭欄で障害年金、障害手当金を現在請求中の場合(受けることができるとき)は、⑰欄のみにその旨を記入 して下さい。
- キ. ⑭⑦欄は、受けている年金を○で囲んで下さい。
- ク. ⑭⑦⑤宮欄は、障害年金を受けている場合又は、障害手当金を受けている場合は、それぞれの支給を証する 書類等をみて記入して下さい。
- ケ. ⑭⑦欄は障害年金を受けている人は、その年金証書の記号番号をみて記入して下さい。
- コ. ⑤⑦の欄は現在の年金受給状況を○で囲んで下さい。
- サ. ⑮①⑦②⑦欄は支給を証する書類等を見て記入して下さい。
- シ. ⑤ 分欄は年金の合計額を記入して下さい。
- ス. ⑩欄は、被保険者(本人)が直接受領するときに、被保険者の希望する振込機関名を記入して下さい。
- セ. 傷病が第三者の行為によるものであるときは、「第三者行為による傷病(死)届」を作って、この請求書に添付して下さい。
- ソ. ③欄は、委任により代理受領するときに、代理人の希望する振込機関名を記入して下さい。
- タ. ②欄は、被保険者(本人)が直接健康保険組合の窓口で受領するときに記入して下さい。
- チ. ※印の欄には記入しないで下さい。

### ●事業主の注意事項

- ア. ⑩欄の「全部支給」または「一部支給」とは、一日当りの賃金の全部または一部の意味であること。
- イ. ⑩欄の⑦と①にわたるときは、両欄にそれぞれの事柄を記載すること。
- ウ. ⑩欄の砂の欄は、「現在までにも、また将来も支給しない」と記載して下さい。
- エ. ②欄は、被保険者の資格を喪失した後の期間にかかる請求であるときは、事業主の証明を要しません。

#### ●医師の注意事項

- ア. ②欄は、初診日を記載するのでなく、その傷病について健康保険による療養を始めた日を記載するものです から、被保険者証の療養給付記録欄などを見て記載して下さい。
- イ. ②欄は、なるべく詳しく記載して下さい。特に、手術した場合は手術の名称と手術年月日を、また結核性の 疾病については検痰成績、安静度、赤沈度、理学的所見などを記載して下さい。

#### ●その他共通する注意事項

- ア. 訂正したところは、各記載者の氏名のわきに押した印と同じ印(①から⑰までの訂正箇所には⑰の印、⑱から⑳までの訂正箇所には⑳の印、㉑から㉑までの訂正箇所には㉑の印、㉑から㉑までの訂正箇所には⑰の印)を訂正印として押して下さい。
- イ. 印はハッキリと押し、印洩れのないようにして下さい。
- ウ. ⑫、⑱、⑲の期間の計算は、両端を入れて間違いなく計算して下さい。たとえば6月13日から6月19日までは、7日間となります。